

議案番号	件名					
提案課名	内容					
議案第 47 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について					
文化スポーツ課	<p>【改正趣旨】 三田市総合文化センターの大規模改修及び管理運営事業を担う事業者の選定を進めるにあたり、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項に基づき、附属機関として三田市総合文化センター施設整備・運営事業者選定委員会を設置する。 また、令和4年4月に「三田市文化芸術ビジョン」を策定したことから、三田市文化ビジョン検討委員会を廃止するに当たり、あわせて当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。 第2条の表市長の部三田市文化ビジョン検討委員会の項を削り、同部三田市総合文化センター運営評価委員会の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="411 1066 1453 1256"> <tr> <td data-bbox="411 1066 699 1256">三田市総合文化センター施設整備・運営事業者選定委員会</td> <td data-bbox="699 1066 1139 1256">三田市総合文化センターの大規模改修及び管理運営事業に係る事業者の選定についての調査審議</td> <td data-bbox="1139 1066 1257 1256">9人以内</td> <td data-bbox="1257 1066 1453 1256">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> </table> <p>【施行期日】 公布の日</p>		三田市総合文化センター施設整備・運営事業者選定委員会	三田市総合文化センターの大規模改修及び管理運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市総合文化センター施設整備・運営事業者選定委員会	三田市総合文化センターの大規模改修及び管理運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで			